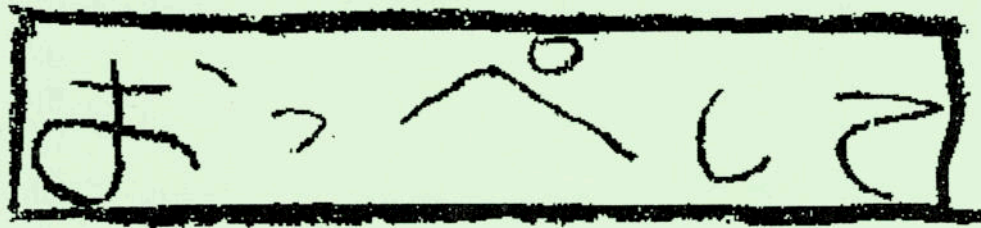


平成 17 年 10 月 3 日発行

事務局 飯能市商工観光課内
☎973-2111 内線 197



飯能消団連の学習会

「クリアランス制度って何？」

飯能消団連は5月21日(土)飯能市民会館小ホールに埼玉大名誉教授市川定夫先生を迎え「クリアランス制度と微量放射能」についての学習会を行いました。以下にその内容をお伝えします。

*「クリアランス制度」とは？

原子炉等規制法の改正案で原発などから出る放射性の廃棄物のうち一定レベル以下のものは一般の産業廃棄物(全体の98%といわれる)として扱おうという制度です。

東海の研究用の原子炉の解体や、日本の第1号発電用原子炉の解体で、当初の予測を遥かに上回る放射性廃棄物が続出しました。狭い日本では一定レベル以下の廃棄物を非放射性廃棄物として扱えるように法改正して、今後の廃炉を楽にできるようにしようという考えです。放射能を持つ金属類などが非放射性と扱われる事によって一般の生活用品になってしまわることになります。将来またアスベスト問題と同様な事が起きるといえないでしょうか。

***微量でも放射能は危ない？**
ムラサキツユクサの雄蕊毛という極めて優れたテスト

を発見した市川先生(アメリカブルックヘブン研究所員時代)はそれを使って放射能は微量でも危ないことを実証しました。それまでの「しきい値説」では有害性を否定されている天然にある放射能と違って、人工放射能は微量でもムラサキツユクサの突然変異頻度を上昇させる事も検証されました。

私たちの生活の安全は国によって保障され維持されるものだとおもいます。しかし、最近のアスベスト問題や血液製剤によるエイズ事件でもわかるようにその機能は果たされていないのが現状です、ではどうすれば私たちが安心して安全に生活する事ができるのでしょうか。

まずは、私たちが本当のことを見極める能力を高めること、テレビからの情報のみを正しいと思いつまみしないこと、多くの人の意見に流されず自分なりの本音を求めていくこと、そしてそれを実現させる為に精一杯知恵を働かせて努力していくことを、それぞれの方がそれぞれの立場でやっ

ていくよう提案したいとおもいます。

ビデオ上映会

「あつたつと憲法のあつたつ」

いま九条を考えよう

『第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。』

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。』

これが憲法第九条です。今この法令が改正されようとしています。何の為に？誰の為に？

消団連はこの問題について真剣に再考する機会を皆様に提供すべく去る8月27日(土)市民会館にてビデオ上映会を開催しました。「あたらしい憲法のはなし」と題したビデオの中には多くの

著名な方々の貴重なご意見、お話しが盛り込まれ、あつという間の一時間半でした。

戦後60年、戦争を知らない世代が世の中の中心をなしている現在、この憲法があるからこそ平和な生活を送ることができ

隣家の人が何時どろぼうや、人殺しにくるか分からないから毎日交代で見張りをたて、銃をかまえていることが、本当の幸せなのではないか？

いま、日本はそうした装備に莫大なお金をかけています。本当に必要なものなのでしょうか。身近な問題として私たちも考えてみる必要があるのではないのでしょうか？

講演会のお知らせ

風邪の季節が目前です。そこで改めて、ワクチンや特效薬、解熱剤などの効用やリスクについて、長年子どもへの予防接種や薬害の問題に取り組んでこられた古賀真子さんにお話しを伺いたいと思います。是非ご参加ください。

◇ 演題 「かぜや病気から子どもを守りますか？」

◇ 講師 古賀真子(こがまこ)さん
(行政書士、日本消費者連盟事務局員)

◇ 日時 10月16日(日)午後1時～4時半

◇ 会場 飯能市民会館 二階和室

◇ 参加費無料・申込み不要(当日直接会場にお越し下さい。)

◇ 連絡先 早瀬(電話 042-977-1890)